

## 指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	秋田県指令建 第775号
指定の有効期間	令和3年4月11日から令和8年4月10日まで
機関の名称	公益財団法人秋田市総合振興公社
主たる事務所の住所	秋田県秋田市山王一丁目2番34号 電話番号018-863-4731
代表者氏名	理事長 根田 隆夫
業務区域	秋田県の全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する 省令第15条第1号、第2号、第2号の2、第3号、第4号、第4号の2、第9号、第10 号、第13号及び第14号
取り扱う建築物等	(1) 階数4以下かつ床面積の合計が2000㎡以内の建築物 (2) 建築基準法施行令第146条第1項第1号及び第2号に掲げる建築 設備（(1)に掲げる建築物に設置されるものに限る） (3) 建築基準法施行令第138条第1項第3号及び第5号に掲げる工作物
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定